

**【改正】（帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義）**

**9-1-12 の 2** 法人が受ける令第 119 条の 3 第 7 項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する対象配当等の額に係る同条第 9 項第 3 号の基準時の属する日が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について同条第 7 項の規定の適用を受けたときは、法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は令第 119 条の 3 第 7 項の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。

（注）本文の取扱いは、令第 119 条の 3 第 5 項、第 6 項及び第 16 項から第 24 項までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。

**【解説】**

- 1 本通達は、子会社株式簿価減額特例（令 119 の 3 ⑦）の適用を受ける場合において、同時に資産の評価損があるときの、本特例と資産の評価損の損金不算入制度（法 33②）との適用の順序について明らかにしている。
- 2 本特例は、法人が一定の支配関係のある子法人から受ける配当等の額（対象配当等の額）がある場合において、その対象配当等の額とその対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日からその受ける直前の時までを受けた他の配当等の額（同一事業年度内配当等の額）との合計額が、これらの配当等の額に係る各基準時の直前において有する子法人の株式等の帳簿価額のうち最も大きいものの 10% 相当額を超えるときは、その対象配当等の額に係る基準時の直前におけるその子法人の株式等の帳簿価額からその対象配当等の額のうち益金の額に算入されない金額を減算した金額を基に、その基準時における一単位当たりの帳簿価額を計算するものである（令 119 の 3 ⑦、119 の 4 ①③）。  
本特例は、配当とその配当によって時価の下落した株式等の譲渡の組み合わせによる経済実態の伴わない税務上の損失の計上という租税回避を防止するため、株式等の譲渡前にその株式等の帳簿価額を引き下げることが目的として創設されたものであるが、一方で、この税務上の損失については、譲渡に限らず、例えば評価換えによっても計上（評価損（法 33②））することが可能である。
- 3 法人税法においては、資産の評価損は原則として損金算入が認められないが、株式等の価額が著しく低下したこと等の一定の事実が生じた場合において、その株式等の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前のその株式等の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時におけるその株式等の価額との差額に達するまでの金額は損金の額に算入することができることとされている（法 33②、令 68）。
- 4 ところで、評価損の前提となる評価換えが行われる時期は、少なくとも株式等の価額が著しく低下したこと等の一定の事実が生じた時以後となろう。そして、配当に基因する株式等の時価は、理論的には配当落ち日に 1 株当たりの配当金相当額だ

けその時価が下落すると考えられることからすると、配当を受ける者を定めるための基準日（会社法 124）が定められている場合には、少なくとも基準日が経過した時（基準時）以後となろう。このため、理論的には、株式等の価額が著しく低下したこと等の一定の事実が生じた時と配当等の基準時が一致することが考えられ、「基準時の直前の……帳簿価額」（令 119 の 3 ⑦）と「評価換えの直前の……帳簿価額」（法 33②）のどちらを先に減額することになるのか疑義が生ずる。

この点、本特例が基準時の直前の帳簿価額を減算した金額を基に基準時の帳簿価額を計算する規定である以上、「評価換えの直前の……帳簿価額」は本特例を適用した後の帳簿価額となり、このことは、基準時の属する日が評価換えをした日以前である限り、常にこの前後関係が成り立つと考えられ、また、本特例が創設された趣旨からしても整合的であろう。

本通達の本文において、このことを留意的に明らかにしている。

なお、本通達の本文では、資産の評価損の損金不算入制度が事業年度終了時における時価を限度に評価損を計上する仕組みであるため、基準時の属する日が当該事業年度終了の日である場合に疑義が生ずることから、その場合における取扱いを定めているが、これ以外でも株式等の価額が著しく低下したこと等の一定の事実が生じた時と配当等の基準時が同じ場面であれば同様の取扱いとなろう。

- 5 また、本通達の注書に掲げる規定に規定する事由があった場合に株式等の帳簿価額を減額するときも、本通達の本文と同様に、これらの事由が生じた時と基準時が一致するケースにおいては、これらの事由が生じた時の直前の株式等の帳簿価額は、本特例を適用した後の帳簿価額となることを注書において明らかにしている。
- 6 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 8 - 1 - 22 の 2）を定めている。

・基準日（3/30）の定めがある場合のイメージ図

